

IX 林業の部

この部には、林業に関する統計を収録した。

各統計の概要については、以下のとおりである。

1 林家数、林業経営体数、林野面積及び現況森林面積

平成27年2月1日現在で実施した「2015年農林業センサス」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については以下のとおりである。

(1) 調査の目的

Ⅱ農業構造の部の解説（5頁）を参照されたい。

(2) 調査の対象

調査対象範囲は全国で、林野面積及び現況森林面積（農山村地域調査市区町村調査）は全ての市区町村を対象とした。

(3) 調査期日

平成27年2月1日現在で実施した。

(4) 調査方法

農山村地域調査については、農林水産省一地方統計組織の実施系統で行い、市区町村用調査票は、市区町村に対する電子メールによるオンライン調査（なお、市区町村の申出により郵送による報告も可能とした。）とした。

(5) 定義及び用語の解説

ア 林家

調査期日現在の保有山林面積が1ヘクタール以上の世帯をいう。

イ 林業経営体

Ⅱ農業構造の部の解説（5頁）のア農林業経営体のうち、(ウ)または(オ)に規定するいずれかの事業を行う者をいう。

ウ 保有山林

Ⅱ農業構造の部の解説（5頁）のア農林業経営体の(ウ)を参照されたい。

エ 植林

山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ、苗木の植え付け、種子のまき付け、挿し木などを行うことをいう。

オ 下刈りなど

材木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間

伐までの保育作業をいう。

なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とした。

カ 間伐

材木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。

キ 主伐

一定の林齢に育成した立木を、用材等で販売するために伐採（被害木の伐採は含めない。）することをいう。

なお、主伐には、一度に全面積を伐採する皆伐と、区画内の立木を何度かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は伐採した全体の区画とした。

ク 林野面積

「現況森林面積」と「森林以外の草生地」の面積を合わせたものをいい、不動産登記法（平成16年法律第123号）上の地目分類では山林と原野の面積を合わせたものに該当する。

ケ 現況森林面積

調査期日現在の森林面積をいう。

コ 国有（林）

「林野庁」及び「林野庁以外の官庁」が所管する国有林野をいう。

(ア) 林野庁

林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいう。

(イ) 林野庁以外の官庁

林野庁以外の国の機関が所管している森林をいう。

サ 民有（林）

国有以外の森林をいい、「独立行政法人等」、「公有」及び「私有」に分類される。

シ 独立行政法人等

独立行政法人、国立大学法人、特殊法人が所有している森林をいう。

ス 公有（林）

「都道府県」、「森林整備法人（林業・造林公社）」、「市区町村」及び「財産区」が所管してい

る森林をいう。

(7) 都道府県

都道府県が所管している森林をいう。林務主管課(部) 所管森林のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等の所管するものをいい、都道府県行造林地、都道府県立高校の学校林等も含めた。

(イ) 森林整備法人(林業・造林公社)

分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)の規定により設立された法人等(林業・(造林)公社も含む。)が所管する森林をいう。

(ウ) 市区町村

市区町村が所管している森林をいう。「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第284条に規定する地方公共団体の組合(通常「町村組合」とも言われているもので、市区町村の事務、例えば市区町村林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合)の所管する森林を含める。

また、市区町村が造林主体となっている分収林も含める。

(エ) 財産区

「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第294条に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた森林について財産区を作り、地元民が使用収益している森林をいう。

セ 私有(林)

個人、会社、社寺、共同(共有)、各種団体・組合等が所有する森林をいう。

2 林業産出額

「林業産出額統計」の結果から関連する統計を収録した。

統計の概要については以下のとおりである。

(1) 統計の目的

林業産出額は、林産物の産出額を推計し、林業生産の実態を価値量的な面から把握して、林業行政の推進のための資料を整備することを目的としている。

(2) 推計期間

1月から12月までの1年間である。

3 素材生産量及び木材流通

「木材統計調査」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については以下のとおりである。

(1) 調査の目的

素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の対象

全国の製材工場(製材用動力の出力数が7.5kW以上の工場)、合単板工場及び木材チップ工場で、調査年の12月31日現在で事業を行っている工場及び休業中であってもその休業期間の開始時期が調査年の10月1日以降の工場を対象とした。

なお、近畿における調査対象工場数は以下のとおりである。

製材工場	215 工場
木材チップ工場	72 工場
合単板工場	16 工場

(3) 調査期間

調査期日を平成29年12月31日現在とし、過去1年間の状況について調査した。

(4) 調査方法

オンライン、郵送又は統計調査員が調査対象工場の代表者に調査票を配布して行う自計調査の方法により行った。ただし、自計調査の方法により調査を実施できない場合は、統計調査員による当該代表者に対する面接調査の方法により行った。

(5) 定義及び用語の解説

ア 素材とは、用材(薪炭材及びしいたけ原木を除く。)に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあつては、大中角、盤及びその他の半製品を含めた。

イ 製材とは、製材機を用いて、素材から板類、ひき割類又はひき角類等を生産することをいう。

ウ 合板とは、原則として単板を3枚以上繊維方向を直角に、接着剤で張り合わせたものをいう。

エ 木材チップとは、チップパー等を用いて製造したパルプ、紙、繊維板、削片板等の原料とする木材の小削片をいう。

オ 素材消費量

製品(製材品、木材チップ、単板)を生産するために使用した素材の量をいう。

カ 建築用材

土台、柱、桁、板等建築用に仕向けられる材をいい、板類、ひき割類、ひき角類に分類される。

- キ 土木建設用材
コンクリートパネル、土止め板、橋りょう用材等の土木用仮設材をいう。
- ク 木箱仕組板・こん包用材
りんご箱、みかん箱、魚箱等多くの場合セットになっている仕組板、機械こん包用材、電線巻き取り用材等をいう。
- ケ 家具・建具用材
たんす、テーブル、キャビネット等の家具用及び窓枠、障子、ふすま等の建具用に仕向けられる材をいう。
- コ その他用材
上記カ～ケに分類されない用途に用いるもので、造船車両用材、まくら木、機械部分用材、運動用具、腕木、たる、おけ用材、木型用材等である。
- サ 木材チップ生産量
木材チップ工場におけるチップ生産量で、単位は絶乾重量（t）である。
- シ 工場残材
製材工場、合単板工場及びその他木材加工工場で製品を製造した後にできる端材をいう。
- ス 林地残材
立木伐採後の林地において玉切り、造材により生じた根株、枝条等をいう。
- セ 解体材・廃材
家屋等を解体した際の古材並びに電柱材、足場丸太、くい丸太、まくら木など既に利用に供された木材をいう。
- ソ 普通合板
合板の表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施さない合板をいう。
- タ 特殊合板
普通合板の表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施した合板をいう。

4 特用林産物生産量

林野庁が取りまとめた「特用林産物生産統計調査」の結果から関連する統計を収録した。

(1) 調査の目的

都道府県の特用林産物の生産等の変動の実態を継続的に把握し、その調査結果を分析して需給の安定等に関する施策を推進することを目的としている。

(2) 調査の対象

全国における特用林産物を生産している生産者を対象とした。（ただし農協、森林組合、取扱業者・加工業者が情報を保有している場合は、その者を調査対象とした。）

(3) 調査期間

調査実施年の1年間（1月～12月）を調査期間とした。

(4) 調査方法

林野庁から都道府県又は市町村を經由して調査対象者に調査票を郵送又は電子メール等により配布・回収する方法により行った。

(5) 定義及び用語の解説

調査の対象となる特用林産物とは、食用である「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、「わらび」、「ぜんまい」等の山菜類等、また、非食用である「うるし」、「竹材」、「桐材」等の伝統的工芸品を始めとする各種原材料及び燃料用を中心とする「木炭」等、森林原野を起源とする生産物のうち一般用材を除くものである。

この部についての照会先

1、2については、

経営・構造統計課 電話 (075) 414-9630

3については、

生産流通消費統計課 電話 (075) 414-9660

4については、

統計企画課 電話 (075) 414-9620